

日本観光学会会長選出規程

施行 2018年11月17日

第1条（趣旨） 本規程は、日本観光学会会則第9条第1項に基づき、会長の選出に必要な規程を定める。

第2条（選出方法） 会長は、会長候補者選考委員会において候補者1名を選考し、その候補者について、正会員の直接投票を行い、その有効投票数の過半数の信任をもって選出する。

第3条（会長候補者選考委員会） 会長候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）は、支部長及び支部代表によって構成し、委員長は互選とする。

第4条（選挙管理委員会） 本規程第2条における正会員の直接投票は、選考委員会において指名する3名の正会員によって構成する選挙管理委員会が管掌する。

第5条（投票方法） 選挙管理委員会は、選考委員会が会長候補者を選考した後、速やかに会長選挙の告示を行うとともに、正会員に投票用紙を送付し、選挙管理委員会の定める期間の後、正会員の投票を回収して開票を行い、速やかに開票結果を公表するものとする。

第6条（選出時期） 次期会長の選出は、現会長の任期満了の前に行い、信任を得た会長候補者は、直近の会員総会において報告するものとする。

なお、現会長の任期満了までに次期会長が選出されていない場合、会員総会における承認を得て次期会長が選出されるまで暫定的に現会長が職務を継続するものとする。

第7条（選挙事務） 会長選出にかかわる事務は、本部事務局が担当する。

第8条（改廃） この規程は、会員総会の議決によって改正あるいは廃止を行うものとする。

附則 この規程は2018年11月17日より施行する。